

2024年度②

憲 法

(全 1 ページ)

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

憲 法②

次の問題ⅠとⅡのうち、どちらか1問を選択して解答しなさい。なお、選択する問題の番号を解答用紙の所定の欄に記入すること。(100点)

I 国籍法（昭和25年法律第147号）第11条第1項に、「日本国民は、自己の志望によつて外国の国籍を取得したときは、日本の国籍を失う」と定められている。この規定が適用される場合には、自動的かつ強制的に「日本の国籍を失う」ことになる。この規定の当否については、さまざまな考え方があり、なかには日本国憲法第22条第2項に「国籍を離脱する自由」が定められているのに「国籍を離脱」しない不作為の「自由」が保障されていないようでは「自由」の本義に反していることになるという考え方もある。もっとも、日本国憲法第10条の規定が「日本国民」ではなくなる「要件」を定めることも「法律」に委ねており、国家との権利義務関係が複雑になる二重国籍の発生の抑制を許しているという考え方もある。

これらののような考え方があることも参考にして、国籍法第11条第1項の規定の憲法適合性について論じなさい。

II A市議会の議員であるXは、A市議会の議場において不適切な発言をしたことを理由に、A市議会から30日間の出席停止の懲罰（以下「本件処分」という。）を科された。A市が定める議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「本件条例」という。）によると、一定期間の出席停止の懲罰を受けた議員の議員報酬は、出席停止の日数分を日割計算により減額するものとされている。A市は、Xに対し、本件条例に基づき、本件処分により出席停止とされた30日間の分に相当する金額を減額して議員報酬を支給した。

Xは本件処分が違憲、違法であるとして、A市を相手に、その取消しを求めるとともに、本件条例に基づき、議員報酬のうち本件処分による減額分の支払を求めようとしている。

Xの請求が司法審査の対象となるか否かにつき、参考とすべき判例に言及しながら論じなさい。